

改正案	現行
<p>（定款の変更等の認可を要しない場合）</p> <p>第十三条 法第三十一条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合</p> <p>イ 八（略）</p> <p>二 法第五十八条第八項第一号若しくは法第五十八条の二第四項第一号の規定により行う金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務又は法第五十八条第八項第二号若しくは法第五十八条の二第四項第二号の規定により行う信託法（平成十八年法律第八号）第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けて行う場合に限る。）</p> <p>ホ ト（略）</p> <p>二 丁 四（略）</p> <p>（金庫の子会社の範囲等）</p> <p>第四十五条（略）</p>	<p>（定款の変更等の認可を要しない場合）</p> <p>第十三条 法第三十一条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合</p> <p>イ 八（略）</p> <p>二 法第五十八条第八項又は法第五十八条の二第四項の規定により行う金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務</p> <p>ホ ト（略）</p> <p>二 丁 四（略）</p> <p>（金庫の子会社の範囲等）</p> <p>第四十五条（略）</p>

2  
4 (略)

5 法第五十八条の三第一項第一号口又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの(労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一 一の三 (略)

一 の四 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)第三条第一項第二号に掲げるものを除く。)

一 の五 三十九 (略)

6  
11 (略)

2  
4 (略)

5 法第五十八条の三第一項第一号口又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの(労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一 一の三 (略)

一 の四 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第八項に規定する信託契約代理業(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)第三条第一項第二号に掲げるものを除く。)

一 の五 三十九 (略)

6  
11 (略)

改正案	現行
<p>（登録の拒否に係るその他の者）</p> <p>第四条 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号。以下「令」という。）第四十九条第三号の主務省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 信託会社（担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）に基づき担保付社債に関する信託事業を営むものに限る。）が、同法第十二条の規定により同法第三条の免許を取り消された場合において、その処分の日前三十日以内に当該信託会社の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しないもの</p> <p>六 信託業務を営む金融機関が、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十条の規定により同法第一条第一項の認可を取り消された場合において、その処分の日前三十日以内に当該金融機関の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しないもの</p> <p>七～十八（略）</p>	<p>（登録の拒否に係るその他の者）</p> <p>第四条 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号。以下「令」という。）第四十九条第三号の主務省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 信託会社（担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）に基づき担保付社債に関する信託事業を営むものに限る。）が、同法第十二条の規定により同法第五条第一項の免許を取り消された場合において、その処分の日前三十日以内に当該信託会社の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しないもの</p> <p>六 信託業務を営む金融機関が、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第八条ノ三の規定により同法第一条第一項の認可を取り消された場合において、その処分の日前三十日以内に当該金融機関の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しないもの</p> <p>七～十八（略）</p>